

○池田市保健福祉総合センター条例施行規則

平成21年3月30日規則第6号

改正

平成21年12月24日規則第38号
平成22年3月31日規則第28号
平成23年9月30日規則第36号
平成23年12月21日規則第43号
平成28年8月5日規則第45号
令和4年3月31日規則第27号
令和6年9月24日規則第61号
令和7年8月29日規則第56号
令和8年3月30日規則第31号

池田市保健福祉総合センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市保健福祉総合センター条例（平成20年池田市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第6条の規定による指定管理者の指定の申請（次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。）は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 指定申請は、池田市保健福祉総合センター指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

（指定管理者の候補者の要件）

第3条 条例第7条の規定による指定管理者の候補者の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次に掲げる要件を満たすものについて行うものとする。

（1）住民の平等な利用が確保されていること。

（2）事業計画に沿った管理が、池田市保健福祉総合センター（以下「センター」という。）の設置目的に照らし効果的かつ効率的なものであること。

（3）事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

（4）条例第3条に規定する事業の推進を図る能力を有するものであること。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市保健福祉総合センター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市保健福祉総合センター指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（開館時間及び休館日）

第6条 センターの会議室等（条例第10条に規定する会議室等をいう。以下同じ。）、駐車場及び駐輪場の使用時間（以下「開館時間」という。）並びに使用できない日（以下「休館日」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

（1）開館時間 午前9時から午後9時まで

（2）休館日 各月の第2土曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

（使用許可の申請）

第7条 条例第10条第1項の規定によりセンターの会議室等の使用の許可（同項後段の規定による許可された事項の変更に係る許可（以下「変更許可」という。）を含む。以下「使用許可」という。）を受けようとするものは、池田市保健福祉総合センター使用許可申請書兼同意書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、変更許可の申請にあっては、次条第1項に規定する使用許可書の提示その他の指定管理者が認める方法により使用者（条例第12条第1項に規定する使用者をいう。以下同じ。）であることの確認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める期間内において行うことができる。

（1）条例第10条第1項前段の許可の申請 センターの会議室等を使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）まで

（2）変更許可の申請 変更前の使用許可に係る使用の日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）まで

（使用許可）

第8条 指定管理者は、前条の規定による申請があった場合は、これを精査し、使用許可を決定したときは、池田市保健福祉総合センター使用許可書（様式第5号。次項及び第12条において「使用許可書」という。）を当該申請をしたものに交付する。

2 前項の場合において、変更許可を決定したときは、変更前の使用許可は取り消されたものとみなし、書面により交付された変更前に係る使用許可書にあっては変更後に係る使用許可書の交付と引換えに返却しなければならない。

(駐車場の使用)

第9条 センターの駐車場に駐車できる自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車のうち、高さが2.3メートル以下のものとする。

2 センターの駐車場を使用しようとする者は、駐車券(様式第6号)の交付を受けなければならない。ただし、第11条第4項ただし書の規定による定期券の交付を受けている場合は、この限りでない。

(使用料の前納)

第10条 条例第12条第1項の規定による使用料の前納は、使用許可を受けた日から起算して3日以内(センターの会議室等の使用の日の2日前の日以後に使用許可を受けた場合にあっては、その使用前まで)に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 条例第12条第4項の規定によるセンターの会議室等の使用に係る使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市が使用する場合 使用料の全額

(2) 福祉関係団体その他の団体が地域福祉の推進等に関する活動のために使用する場合(市長が別に定める基準を満たす場合に限る。) 使用料の全額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める額

2 条例第12条第4項の規定によるセンターの駐車場の使用に係る使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。この場合において、当該各号のうち2以上に該当するときは、減免に係る額が最も多い規定を適用するものとする。

(1) 市又はセンターの関係機関等(市長が必要があると認めるものに限る。)が使用する場合 使用料の全額

(2) センターの会議室等を使用する者(センターの会議室等で開催される会議、講演会その他の行事に参加する者を含む。)又はセンターの関係機関等(市長が認めるものに限る。)を利用する者が1時間を超えて使用する場合 最初の1時間を経過した時以後の使用(6時間を超えて使用する場合は、最初の1時間を経過した時から最初の6時間までの使用)に係る使用料の額

(3) センターの会議室等の使用において要する物品の搬入又は搬出に使用する場合 当該物品の搬入又は搬出に要した時間の使用に係る使用料の額

(4) 前2号に掲げる場合のいずれかに該当する場合であって、そのセンターの駐車場を使用する者(駐車する自動車の同乗者を含む。)が次のアからウまでのいずれかに該当するとき 使用料の全額

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付されている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付されている者

ウ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認める場合 市長が定める額

3 センターの会議室等の使用に係る使用料の減免を受けようとするものは、第7条第1項の規定による申請の際に、池田市保健福祉総合センター会議室等使用料減免申請書(様式第7号)を併せて市長に提出しなければならない。

4 センターの駐車場の使用に係る使用料の減免を受けようとする者は、市長に対し、自動車を退場させる前に駐車券を提示し、その承認を受けなければならない。ただし、第2項第1号に該当する場合で市長が必要と認めるときは、定期券を交付して減免を行う。

(使用許可の取下げ)

第12条 使用者は、センターの会議室等の使用を取りやめようとするとき(次条第1項第1号に掲げる場合を除く。)は、池田市保健福祉総合センター使用許可取下げ届出書(様式第8号。以下「取下げ届出書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、その使用に係る使用許可は取り消されたものとみなし、書面により交付を受けた使用許可書にあっては取下げ届出書に添えて返却しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第13条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額により行うものとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない事由によりセンターの会議室等を使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) センターの会議室等を使用する日の14日前の日以前の最も遅いセンターの休館日でない日(次号において「使用14日前開館日」という。)までにされた申請による変更許可に伴い使用料の額が減少した場合 既納の使用料と当該変更後の使用料の差額

(3) 使用14日前開館日までに取下げ届出書の提出があった場合 既納の使用料の全額

2 使用料の還付を受けようとするものは、池田市保健福祉総合センター会議室等使用料還付申請書兼請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(駐車制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の入場を断り、又は退場を命ずることができる。

(1) 駐車場が満車のとき。

(2) 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。

(3) 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障が生ずるおそれがあるとき。

(細則)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の池田市保健福祉総合センター条例施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市保健福祉総合センター条例施行規則(以下「新規則」という。)に規定する様式により提出されたものとみなす。

す。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式として使用することができる。

附 則（平成22年3月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市保健福祉総合センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市保健福祉総合センター条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式として使用することができる。

附 則（平成23年9月30日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の池田市立人権文化交流センター条例施行規則、第2条の規定による改正前の池田市保健福祉総合センター条例施行規則、第3条の規定による改正前の池田市立コミュニティセンター条例施行規則、第4条の規定による改正前の池田市都市公園条例施行規則、第5条の規定による改正前の池田市都市公園運動施設条例施行規則、第6条の規定による改正前の池田市立カルチャープラザ条例施行規則、第7条の規定による改正前の池田市民文化会館条例施行規則、第8条の規定による改正前の池田市立ギャラリー条例施行規則、第9条の規定による改正前の池田市立上方落語資料展示館条例施行規則、第10条の規定による改正前の共同利用施設条例施行規則、第11条の規定による改正前の池田市立3R推進センター条例施行規則及び第12条の規定による改正前の池田市駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、第1条の規定による改正後の池田市立人権文化交流センター条例施行規則、第2条の規定による改正後の池田市保健福祉総合センター条例施行規則、第3条の規定による改正後の池田市立コミュニティセンター条例施行規則、第4条の規定による改正後の池田市都市公園条例施行規則、第5条の規定による改正後の池田市都市公園運動施設条例施行規則、第6条の規定による改正後の池田市立カルチャープラザ条例施行規則、第7条の規定による改正後の池田市民文化会館条例施行規則、第8条の規定による改正後の池田市立ギャラリー条例施行規則、第9条の規定による改正後の池田市立上方落語資料展示館条例施行規則、第10条の規定による改正後の共同利用施設条例施行規則、第11条の規定による改正後の池田市立3R推進センター条例施行規則及び第12条の規定による改正後の池田市駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

附 則（平成23年12月21日規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市保健福祉総合センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市保健福祉総合センター条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式として使用することができる。

附 則（平成28年8月5日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市保健福祉総合センター条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市保健福祉総合センター条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則（令和4年3月31日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

附 則（令和6年9月24日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年8月29日規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第13条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請による池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用に係る使用料の還付について適用し、施行日前にされた申請による池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に施行日以後の日における池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用についてこの規則による改正前の様式第5号に規定する様式により交付した許可書は、この規則による改正後の様式第5号に規定する様式により交付したものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出された書類とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。
附 則(令和8年3月30日規則第31号)
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市保健福祉総合センター指定管理者指定申請書

年 月 日

池 田 市 長 様

申請者	所在地	
	名称	
	代表者	印

池田市保健福祉総合センター条例第6条の規定により、池田市保健福祉総合センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

池 第 号
年 月 日

様

池田市長

印

池田市保健福祉総合センター指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった池田市保健福祉総合センター指定管理者の指定について、指定管理者の候補者の選定を行ったので、池田市保健福祉総合センター条例施行規則第4条の規定により、その結果を通知します。

1 選定結果

貴団体を指定管理者の候補者に選定しました。

2 理由

※ この通知書は、指定管理者の候補者の選定結果を通知するものであり、指定管理者の指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

池 第 号
年 月 日

様

池田市長

印

池田市保健福祉総合センター指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった池田市保健福祉総合センター指定管理者の指定について、指定管理者の候補者の選定を行ったので、池田市保健福祉総合センター条例施行規則第4条の規定により、その結果を通知します。

1 選定結果

2 理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、池田市長に対し審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に池田市を被告として（池田市長が被告の代表者となります。）提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。

池 第 号
年 月 日

様

池田市長 印

池田市保健福祉総合センター指定管理者指定書

貴団体を池田市保健福祉総合センター指定管理者に指定したので、池田市保健福祉総合センター条例施行規則第5条の規定により通知します。

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

池田市保健福祉総合センター使用許可申請書兼同意書

年 月 日

(宛先) 池田市保健福祉総合センター指定管理者

池田市保健福祉総合センター条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり使用の許可を申請します。

また、この使用が、暴力団及び暴力団員の利益になるものではないことを確認するため、池田市長が、必要に応じて、池田市暴力団の排除に関する条例第11条第2項の規定に基づき、この申請内容を池田警察署長に提供することに同意します。

※申請番号			申請区分	新規・変更
申請者	住所(法人の場合は所在地)			
	法人名又は団体名			
	氏名(法人の場合は代表者名)			
	電話番号			
	使用責任者	氏名		
		住所		
		生年月日		
		電話番号		
会議等の名称				
使用の目的				
使用年月日及び使用時間		年 月 日() 午前・午後 時から 年 月 日() 正午・午後 時まで		
使用室名		☐ 大会議室 ☐ 会議室(1) ☐ 会議室(2) ☐ 会議室(3) ☐ 講習会室 ☐ 健康教育室 ☐ 調理実習室 ☐ その他()		
使用予定人数		人	※使用料	円
備考				

※の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第9条関係)
様式第6号(第9条関係)

駐車券	
池田市保健福祉総合センター駐車場	
入場月日	入場時間

池田市保健福祉総合センター会議室等使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 池田市長

池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用料の減免を受けたいので、池田市保健福祉総合センター条例施行規則第11条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	住所(法人の場合は所在地)	
	法人名又は団体名	
	氏名(法人の場合は代表者名)	
	電話番号	
会議等の名称		
減免申請理由		
使用年月日 及び使用時間	年 月 日() 午前・午後 時から 年 月 日() 正午・午後 時まで	
申請室名	☐ 大会議室 ☐ 会議室(1) ☐ 会議室(2) ☐ 会議室(3) ☐ 講習会室 ☐ 健康教育室 ☐ 調理実習室	

池田市保健福祉総合センター使用許可取下げ届出書

年 月 日

(宛先) 池田市保健福祉総合センター指定管理者

使用を取りやめますので、池田市保健福祉総合センター条例施行規則第12条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届 出 者	住所(法人の場合は所在地)			
	法 人 名 又 は 団 体 名			
	氏名(法人の場合は代表者名)			
	電 話 番 号			
	使用責任者	氏 名		
		住 所		
		生 年 月 日		
		電 話 番 号		
許可年月日	年 月 日	申請番号		
会議等の名称				
取 下 げ 理 由				
使用年月日 及び使用時間	年 月 日() 午前・午後 時から 年 月 日() 正午・午後 時まで			
使 用 室 名	☐ 大会議室 ☐ 会議室(1) ☐ 会議室(2) ☐ 会議室(3) ☐ 講習会室 ☐ 健康教育室 ☐ 調理実習室 ☐ その他()			

※使用許可書を添付してください。

池田市保健福祉総合センター会議室等使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 池田市長

池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用料の還付を受けたいので、池田市保健福祉総合センター条例施行規則第15条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

一 申 請 者 者	団 体 名			
	住所又は所在地			
	氏 名	印		
	生 年 月 日	年	月	日
	電 話 番 号			
納 付 年 月 日	年 月 日	申 請 番 号		
使 用 日	年 月 日 ()		時 間	時
会 議 等 の 名 称				
還 付 請 求 額	円			
還 付 理 由				

当方に対する池田市保健福祉総合センターの施設の使用料の還付金は、下記の口座に振込みをお願いします。なお、振込みと同時に当該還付金を受領したものと認めます。

振 込 口 座	ゆう ち よ 銀 行 以 外	銀 行 名		支 店 名	
		預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座	口 座 番 号	
		口 座 名 義	フリガナ		
	ゆう ち よ 銀 行	記 号		番 号	
		店 番		口 座 番 号	
		預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他 ()		
		口 座 名 義	フリガナ		

※ 納 付 済 使 用 料	※ 還 付 額	※ 差 引 使 用 料
円	円	円

※印の欄は、記入しないでください。